

石川県経営安定支援融資制度要綱

1 目的

この制度は、県内中小企業者が産業構造の変革、経済環境の変化等により経営の安定に支障を生じているために要する資金を円滑に供給し、県内中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次のいずれかに該当するものとする。

(1) 一般分

次の要件のいずれかに該当し、中長期的に業況の回復が見込まれるものとして、商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下「商工会議所等」という。）が認定したもの。ただし、石川県中小企業団体中央会の認定は、組合に係るものに限る（以下同様とする。）。

- ① 最近3か月間の売上高が前年同期の売上高に比して5%以上減少していること。
- ② 最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期の月平均売上高営業利益率に比して20%以上減少していること。
- ③ 今期事業年度において、税引前利益で欠損金を生ずることが見込まれること。
- ④ 前期事業年度において、税引後利益で欠損金を生じていること。ただし、決算終了日より6か月以内の申請の場合に限る。

(2) 再生支援分

経営の安定に支障を生じ、商工調停士又は公益財団法人石川県産業創出支援機構（石川県中小企業再生支援協議会を含む。以下同様とする。）の支援チーム（以下「商工調停士等」という。）の指導を受けている者であって、次のいずれにも該当するもの

① 次のいずれかに該当するもの

- ア 最近3か月の月平均売上高が、過去3年同期の月平均売上高のうち最大の売上高に比して10%以上減少していること。
- イ 今期事業年度において、税引前利益で欠損金を生ずることが見込まれること。
- ウ 前期事業年度において、税引後利益で欠損金を生じていること。ただし、決算終了日より6か月以内の申請に限る。
- エ 債務超過であること。

- ② 取引金融機関等の支援体制が確保されているもの
- ③ 商工調停士等の指導により、経営の危機を克服する見込みのもの
- ④ 経営改善計画の概要（別記様式第3）を作成しているもの

(3) 資金繰り支援分

次のいずれにも該当するものとして、商工会議所等が認定したもの

- ① 融資申し込み時点において、県の制度金融に係る既往債務（石川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証付き債務に限る。以下同じ。）が存在するもの。ただし、平成20年11月12日から令和

9年3月31日までの間は、「県の制度金融」とあるのは「県の制度金融又は県の制度金融以外の金融機関の融資」とする(3の(2)の①において同じ。)。

② (1)に該当するもの

③ 適切な事業計画を有しているもの

④ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項各号のいずれかの基準に基づいた市町長の認定書を有しており、経営安定関連保証を利用可能なもの

(4) 環境変化対応分

次の要件のいずれかに該当し、商工会議所等が認定したもの

① 最近1か月間の売上高、売上総利益率又は売上高営業利益率(以下「売上高等」という。)が前年同月の売上高等と比較して3%以上減少していること。

② 米国関税措置の影響により、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあること。

③ 中東情勢の影響により、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあること。

④ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項各号のいずれかの基準に基づいた市町長の認定書を有しており、経営安定関連保証を利用可能なもの

3 資金の使途

(1) 一般分、再生支援分及び環境変化対応分

経営の安定に必要な運転資金

(2) 資金繰り支援分

① 県の制度金融に係る既往債務の借り換えに要する資金

② ①の借り換えと併せて行う2の(3)の③の事業計画を達成するために必要な事業資金(①の金額と同額以下)

4 融資条件

(1) 融資限度額

① 一般分

融資の最高限度額は、8,000万円とする。

② 再生支援分

融資の最高限度額は、8,000万円とする。

③ 資金繰り支援分

融資の最高限度額は、8,000万円とする。ただし、知事が特に認めた場合は、2億8千万円とする。

④ 環境変化対応分

融資の最高限度額は、8,000万円とする。

(2) 融資期間

① 一般分

融資期間は、7年以内(うち据置は2年以内)とする。

② 再生支援分

融資期間は、7年以内(うち据置は2年以内とし、固定金利)又は10年以内(うち据置は2年以内とし、

変動金利)とする。

③ 資金繰り支援分

融資期間は、7年以内(うち据置は1年以内とし、固定金利)又は10年以内(うち据置は1年以内とし、変動金利)とする。

④ 環境変化対応分

融資期間は、10年以内(うち据置は3年以内)とする。

(3) 担保

① 一般分及び環境変化対応分

取扱金融機関の所定の扱いによる。

② 再生支援分

原則として無担保とする。

③ 資金繰り支援分

保証協会の所定の扱いによる。

(4) 保証人

取扱金融機関の所定の扱いによる。

ただし、資金繰り支援分については、保証協会の所定の扱いによる。

5 信用保証

付保については、取扱金融機関の所定の扱いによる。

ただし、再生支援分及び資金繰り支援分については、保証協会の保証を付すものとする。

6 認定の手続等（一般分、資金繰り支援分、環境変化対応分）

認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第1)を2部、商工会議所等に提出するものとする。

ただし、融資対象(4)のうち保証協会の保証を付す場合は、当該制度の認定手続きを不要とする。

7 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第4)に、この要綱及び石川県制度金融通則5に定める商工会議所等の認定書の写し(再生支援分の場合は、商工会議所、石川県商工会連合会又は公益財団法人石川県産業創出支援機構の推薦書(別記様式第2)及び経営改善計画の概要(別記様式第3))を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

ただし、融資対象(4)のうち保証協会の保証を付す場合は、借入申込書(別記様式第4)に、(別記様式第1)の(環境変化対応分)を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

8 期中管理

(1) 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

(2) 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものと

する。

- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

9 取扱期間

2の(4)に規定する環境変化対応分の取扱期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(別記様式第1)

年 月 日

(商工会議所・商工会・石川県中小企業団体中央会・公益財団法人石川県産業創出支援機構)

様

所在地

(住所)

企業名

代表者名

石川県経営安定支援融資に係る融資対象者の認定申請書

石川県経営安定支援融資制度要綱に基づき、経営安定支援融資 $\left[\begin{array}{c} \text{一 般 分} \\ \text{資金繰り支援分} \\ \text{環境変化対応分} \end{array} \right]$ の対象要件

に該当することについて認定を受けたいので申請します。

石川県経営安定支援融資に係る融資対象者の認定書

上記の者は、石川県経営安定支援融資制度要綱2の $\left[\begin{array}{c} (1) \text{ 一 般 分} \\ (2) \text{ 資金繰り支援分} \\ (4) \text{ 環境変化対応分} \end{array} \right]$ の対象要件に該当

するものとして認定します。

年 月 日

(商工会議所・商工会・石川県中小企業団体中央会・公益財団法人石川県産業創出支援機構)

(注意事項)

この認定を受けた後、取扱金融機関への借入れ申込み及び融資審査を経ることが必要です。また、保証付き借入れの場合には、加えて石川県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。

(一般分)

申込事業者名

1 借入れ申込みの内容

申込金額 千円
借入予定時期 年 月 日
取扱金融機関(支店)名
具体的資金使途

2 今後の売上げの回復の見込み

	売上高							
前年度実績	年	月	日	～	年	月	日	千円
	年	月	日	～	年	月	日	千円
	年	月	日	～	年	月	日	千円
	年	月	日	～	年	月	日	千円
	年	月	日	～	年	月	日	千円
	年	月	日	～	年	月	日	千円

3 売上げの状況

(1)～(4)のうち、該当する項目の数字を○で囲むこと(原則として、次のいずれかに該当することが必要)。

(1) 売上げが減少している。

売上高減少率 %

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \geq \left[5 \right] \%$$

A : 申込み時点における最近3か月間の売上高

年 月 ～ 年 月 千円

B : Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高

年 月 ～ 年 月 千円

- (2) 月平均売上高営業利益率が減少している。

月平均売上高営業利益率減少率 %

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \geq \left[20 \right] \%$$

A：申込み時点における最近3か月間の月平均売上高営業利益率

年 月 ~ 年 月 %

最近3か月間の 売上高 千円 営業利益 千円

B : Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上高営業利益率

年 月 ~ 年 月 %

前年3か月間の売上高 千円 営業利益 千円

※3か月間の月平均売上高営業利益率＝3か月間の営業利益／3か月間の売上高

- (3) 今期事業年度において、税引前利益で欠損金を生ずることが見込まれること。

年 月期における欠損金 千円

- (4) 前期事業年度において、税引後利益で欠損金を生じていること(決算終了月から6か月以内の申請の場合に限る。)

年 月期における欠損金 千円

- (注) 1 いずれの場合においても、直近の決算書2期分(写し)を添付すること。
- 2 (1)又は(2)を選んだ場合においては、売上高等を証明する書類(当該月の試算表・売上台帳等)を添付すること。
- 3 (3)を選んだ場合においては、決算見込みを添付すること。

(資金繰り支援分)

申込事業者名

1 借入れ申込みの内容

① 融資対象既往借入金の状況					
金融機関名 (県の融資制度名)	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
()	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
小 計			(A)	(C)	
② 増額借入希望額		(B)	千円	(D)	千円
(具体的な用途 :)					
③ 借入申込額 (①と②の合計)		(A+B)	千円	(E)	千円
年 月 日					

2 今回の借入れによる効果

① 新規借入れを伴わない場合 (同額借換)			
(C) - (E) =	千円 (F)	(= 毎月の返済負担軽減効果)	
(F) × 12 =	千円 (G)	(= 年間の返済負担軽減効果)	
② 新規借入れを伴う場合			
(C) + (D) =	千円 (H)	(= 新規借入れのみをした場合の毎月返済額)	
(H) - (E) =	千円 (I)	(= 毎月の返済負担軽減効果)	
(I) × 12 =	千円 (J)	(= 年間の返済負担軽減効果)	

3 今後計画的に取り組む事項(次の項目のうち該当するものを○で囲み、具体的に記載してください。)

(1) 売上げ・受注の増加を図る	(2) 収益性の向上を図る	(3) その他

4 経営の実績及び見込み

	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
	千円	千円	千円	千円	千円
前年度実績 年 月期					
今年度見込み 年 月期					
翌年度見込み 年 月期					

5 売上げ等の状況

(1)～(3)のうち該当する項目の数字を○で囲むこと(原則として、次のいずれかに該当することが必要)。ただし、(1)に該当する場合は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号規定による市町長の認定を受け、当該認定書の写しを添付する場合は記入を省略することができるものとする。

(1) 売上高等が減少している。 減少率 %

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \geq \left(\frac{10}{5} \right) \%$$

A : 申込み時点における最近 か月間の売上高等	
年 月 ～ 年 月	円
B : Aの期間に対応する 前 年 の か月間の売上高等	
年 月 ～ 年 月	円

(2) 今期事業年度において、税引前利益で欠損金を生ずることが見込まれること。

年 月期における欠損金 円

- (3) 前期事業年度において、税引後利益で欠損金を生じていること(決算終了月から6か月以内の申請の場合に限る。)。

年 月期における欠損金 円

- (注) 1 いずれの場合においても、直近の決算書2期分(写し)を添付すること。
2 (1)を選んだ場合においては、売上高等を証明する書類(当該月の試算表・売上台帳等)を添付すること。
3 (2)を選んだ場合においては、決算見込みを添付すること。

(環境変化対応分)

申込事業者名

1 借入れ申込みの内容

申込金額 千円
借入予定時期 年 月 日
取扱金融機関(支店)名
具体的資金使途

2 売上げ等の状況

(1)～(2)のうち該当する項目の数字を○で囲み、当該項目を記入すること。ただし、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項各号の規定による市町長の認定を受け、当該認定書の写しを添付する場合は記入を省略することができるものとする。

(1) 売上高等が減少している。

〔 売上高・売上総利益率・売上高営業利益率 〕 の減少率 %

※上記の売上高等のうち該当する項目を○で囲む

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \geq 3 \%$$

A：申込み時点における最近1カ月間の売上高等

年 月 千円、%

B：Aの期間に対応する前年1カ月間の売上高等

年 月 千円、%

- (2) 米国関税措置または、中東情勢の影響により、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがある。

(米国関税措置または、中東情勢の影響を具体的に記入してください。)

- (注) 1 いずれの場合においても、直近の決算書2期分(写し)を添付すること。
- 2 (1)を選んだ場合においては、売上高等を証明する書類(当該月の試算表・売上台帳等)を添付すること。
- 3 (2)を選んだ場合においては、内容に応じて説明資料を添付すること。

(別記様式第2)

年 月 日

(金融機関)

様

商工会議所会頭、石川県商工会連合会長
又は公益財団法人石川県産業創出支援機構理事長

石川県経営安定支援融資(再生支援分)に係る推薦書

下記の者は、石川県経営安定支援融資制度による融資に適するものと認められるので推薦します。

記

1 事業所名

2 所在地

3 主たる事業内容

4 借入希望額

5 担当者名

(商工調停士又は公益財団法人石川県産業創出支援機構(石川県中小企業再生支援協議会を含む。)の支援チームの指導者)

6 その他

※商工調停士又は公益財団法人石川県産業創出支援機構(石川県中小企業再生支援協議会を含む。)の支援チームの指導者による
所見を添付

(別記様式第4)

年 月 日

(金融機関)

様

所在地
(住所)
企業名
代表者名

石川県経営安定支援融資借入申込書

上記資金の借入れをしたいので、石川県経営安定支援融資制度要綱に基づき、(認定書(写し)、推薦書)を添付して下記のとおり申し込みます。

記

申込金額 金 円

ただし、 $\left[\begin{array}{l} \text{一 般 分} \\ \text{再 生 支 援 分} \\ \text{資 金 繰 り 支 援 分} \\ \text{環 境 変 化 対 応 分} \end{array} \right]$ として

償還方法 分 割 (カ月)

保 証 人 (住所、氏名、職業)

(別記様式第5)

年 月 日

石川県知事 様

(金融機関名)

石川県経営安定支援融資実行通知書

〔 一 般 分
再 生 支 援 分
資 金 繰 り 支 援 分
環 境 変 化 対 応 分 〕

企 業 名 (組合名)			所 在 地		
代表者名			業 種	1 製造業	2 建設業
資 本 金	(法人のみ)	円		3 卸小売業	4 飲食業
業務内容	(主要取扱品目等具体的に)			5 運送業	6 サービス業
				7 その他 (	)
融 資 実 行 金 額					融 資 利 率
					%
					※再生支援分、資金繰り支援分の場合 (固定・変動)
融 資 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 カ月間)				
う ち 据 置 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 カ月間)				
償 還 方 法	年 月 日 から 毎月 ごとに ごとに 円返済				
担 保	有 ・ 無	信用保証 (種別に○印)	有	〔 一般保証 経営安定関連1号~4号または6号 経営安定関連5号 経営安定関連7号・8号 〕 ・ 無	
備 考	(資金の用途を具体的に記入して下さい。)				
	認定・推薦機関名 認定・推薦年月日 年 月 日				
(注) 1 本店でとりまとめのうえ送付すること。 2 標記の融資制度で該当するものを○で囲むこと。			取扱支店名		